「障害者の地域生活確立の実現を求める全国大行動」実行委員会 別紙 <解説資料>

1. 障害の範囲

手帳要件の存在により制度の谷間におかれている事例

- ④36歳女性 全身性エリテマトーデス 30歳発病 障害者手帳なし 1人暮らし
- <症状>3年以上5年以内上記と同じ状態が続いている
- <介助>発作や、症状が悪化したときの対応がほしい 1日1~2時間程度
- <収入>生活保護受給
- <外出>月に2,3回しかしない
- 【当事者の声】 6年前にこの病気になって以来、就学、就労、結婚、家庭関係が崩れ、預金もなくなり、絶望していた時期もありました。一時は本当にのたれ死ぬのではと思ったこともありました。社会的に本当の窮地にたった難病患者への生活をもっと理解すべきと思いました。
 - * 難病居宅生活支援事業の実施している自治体は35%程度です
- ⑤43歳男性 鳥取県在住 多発性硬化症 31歳より治療開始 障害者手帳なし 一人暮らし
- <症状>痛み、脱力が体のいたる部位に多発。症状悪化時には視野狭窄、全身動かなくなる等。
- <介助>家事支援、通院介助、身体介助が必要
- <外出>通院、買い物以外で外出はしない

【当事者の声】

私の住む地域では、はじめ難病居宅生活支援事業を実施していない地域でした。地域の相談機関に相談して、市役所、議員さんと交渉し実施させるまで、何の介助制度も受けることがでず、長い期間かかり、難病も重度化しました。緊急対応が必要なため、病院の近くにすむ必要があり、一人暮らしです。介助制度がないとき、症状が急激に悪化、全身痙攣をおこし、自宅で一人3日間転がっていることもありました。介助制度のない、同じような立場にある難病等の人に同じような危険な目にあわせないように、全国どこにすんでいても、介助がうけることができるようにしてください。

- ⑥35歳女性 1型糖尿病 10歳発病 障害者手帳なし
- < 症状>低血糖、高血糖、デスクワークなどの軽作業を越える作業の回避が必要
- < 介助>入浴、発作、通院の送迎で家族の介助を受けている。高血糖で動けない日は、家事支援が必要。
- < 収入>夫の収入のみ。家計は赤字。募集条件を満たしたアルバイトに応募しても、病気を告げると不採用になる。
- <外出>夫の病気や疲労が重なり、低血糖による交通事故を起こした。血糖値の変動が予測できないため 予定が組み難く、血糖値の処置で予定より時間がかかったり、約束をキャンセルすることがある。
- 【当事者の声】 <u>死は私を苦痛、困りごと、痛み、心配を取り除いてくれる、只1つのモノだと思っています。子</u> 供達に、夫に迷惑だけは掛けたくない。それが望みです。
 - *介護保険、障害者自立支援法、難病居宅生活支援事業の対象外です。

「障害者の地域生活確立の実現を求める全国大行動」実行委員会 別紙 <解説資料> <障害者自立支援法の手帳要件緩和措置の案>

- *下記の資料提出、アセスメントを経て、必要が認められる方は障害者手帳がなくても、社会参加上の制約が継続していると見なす。その後、現行の支給決定過程を受けることができるようにし、必要であると認められた場合は自立支援給付、訓練等給付を支給する。
- *補そう具、自立支援医療については、現行でも別基準があるので、必要であれば、障害認定、補そう具認定、自立支援医療認定を含めて追加改定すること。

プロセス①

医師の意見書の提出

- *障害者自立支援法ですでに添付することに なっている医師の意見書の添付・・資料①
- *判定は自立支援法で運用している指定医

<趣旨>

- ① 生活、社会参加上の制約となる障害のインペアメントの確認
- ② 一時的な風邪や疾病でないことの証明。
- ③ 医師の立場からの生活上の制約の補足



プロセス②

サービス利用計画表の提出

- *障害者自立支援法ですでに利用しているサ ービス利用計画表の添付・・・資料②
- *障害者自立支援法でも実施している
- *難病の居宅生活支援事業でも実施している

<趣旨>

- ① 1日、1週間のどのような生活のスケジュールで、どのようなサービスがどれぐらい必要か判定材料とする。
- ②生活スケジュールの全体把握をしないまま 排除されないようにする。1日、1週間のタ イムスパンで障害状況がどのようであるか 丁寧に聞き取る。



プロセス③

障害年金基準のその他の障害資料での補足

- *障害年金 3 級基準、その他の障害で判定基準で補足。・・・資料③
- *現状の障害状態を把握することが目的であるので加入要件はその際問わない。
- *必要があれば、すでに添付できることになっている病状・就労状況等申し立て書を添付・・・資料④
- *判定は日本年金機構で判定可能

<趣旨>

- ①障害年金制度には「その他の障害」の判定 項目がある。身体障害者基準にはないので、 制度の谷間、漏れを解消。
- ②障害ゆえの稼働能力の減退を判定
- ③稼働能力の減退がどの程度続いているか年 次をおって把握。



プロセス④

同等の社会生活上の制限があるとみなし、

資料①、②、③、④のアセスメントで障害が認められるものは、入り口で排除せず、障害者手帳があるものと社会生活上の制限が同等に継続しているとみなし、支給決定のアセスメントを受けることができるようにする。

<趣旨>

①インペアメントだけの基準で排除されない ように、日常、社会生活上の制限がどれだ けあるとの関係の中から障害かどうかを判 定。



- ここまでが手帳要件に代わる入り口の判定
- ・この後、通常の支給量の支給決定をうける



プロセス⑤

勘案事項による聞き取り

- (障害者自立支援法が廃止になるまでは障害 程度区分の判定調査も含む)
- ・障害者手帳をもつ人と同等に、支給量のアセ スメントを行う。
- ・難病居宅生活支援事業で行っているように、 自治体のCW、保健士、本人を交えて協議調 整によるアセスメントを行う

<趣旨>

①支給量の判定。ここで支給量が必要ないと判定される場合は対象外とすることができる。



プロセス(5)

市町村審査会での判定

障害者自立支援法ですでに設置されている市 町村審査会で支給決定、量、対象が妥当がどう か、意見を付託する

<趣旨>

- ①ここまでの全ての資料を基に支給決定、量、 対象が妥当であるか総合判定
- ②専門家、当事者、地域住民の客観性を担保。 不適当である場合はここで却下できる。



-17-

「障害者の地域生活確立の実現を求める全国大行動」実行委員会 別紙 <解説資料>

プロセス⑥

自治体での最終決定

障害者自立支援法ですでに設置されている市 町村審査会で支給決定、量、対象が妥当がどう か、意見を付託する

<趣旨>

①ここまでの全ての資料、審査会の意見を基に 最終的な支給決定権を持つ自治体が支給決 定、量、対象が妥当であるか総合判定



プロセス(7)

疑義がある場合は非定型の審査会へ

障害者自立支援法ですでに設置されている非 定型の審査会で疑義紹介

<趣旨>

①以上の過程を経ても疑義がある場合は、非定型の審査会を活用



支給決定通知の送付

<注意事項>

- 問 1 市区町村が障害手帳のない人の日常生活、社会生活上の制限を判定することはできない?
- 回答 市区町村は、既存の指定医の医師の意見書、日本年金機構の障害判定、病状・就労状況等申し立て書、サービス利用計画、CW、保健士、本人との協議調整による聞き取り調査、以上の総合資料をもとにした審査会の判定をもとに判断すればいいだけです。介護保険、難病居宅生活支援事業ではもっと少ない資料で支給決定しているので、十分可能です。
- 問2 障害手帳のない人のサービスの量を判定することができない?
- 回答 プロセス⑤. ⑥は手帳の有る、無しにかかわらず同じプロセスで、現在も支給決定しているので 大丈夫です。
- 問3 障害年金の基準をなぜ用いるのか
- 回答 障害年金はその他の障害基準があり、入り口で対象外となる障害がでないように配慮しています。 又、総合福祉法は就労施策も含むことから、稼働能力の減退のアセスメントをおこなう障害年金 3級基準と就労支援の対象との基準の齟齬を解消し、切れ目がないようにする必要があります。

以上のプロセス①~⑦を経た場合であっても支給対象としない、難しいという説明こそ、公平、公正、透明な支給決定とはいえません。障害者権利条約でいう、他のものとの平等に反し、人権上も大変問題です。窓口を閉ざさず、丁寧に生活状況を聞き取り、対象かどうか判定する制度改正が必要です。

「障害者の地域生活確立の実現を求める全国大行動」実行委員会 別紙 <解説資料>

2. 地域生活

(1) いかなる障害を持っていても、家族に依存することなく地域で自立した生活を送ることが出来るように、いわゆ.る見守り介助を含めた必要な量の支給決定を行うこと。

1

(対応策)

本人の希望と異なる支給決定をした場合、その理由と算出方法を明示するよう、国から市町村へ通達。

(2) 知的障害者・精神障害者も重度訪問介護を利用できるようにする

ļ

(対応策)

〇まず、現行の「身体介護」「家事援助等」の長時間利用について、知的障害者・精神障害者の場合には、「例外」ではなく、新しいサービス体系が整うまで、過渡期として「二一ズに応じた支給」が必要であることを明らかにし、市町村に通知することが必要です。

※家事援助における 1.5 時間基準や 2 時間空けルールの除外について例示を含めて通達すること。

〇知的障害者・精神障害者の地域移行が大きな課題となっています。

地域で安心して暮らすためのサービス内容と時間数が保障されなければなりません。長時間介護と「見守り」サービスを含みこんだ重度訪問介護の対象者の範囲拡大などサービス体系の早急な改変が必要です。(そもそも「3 障害統一」といいながら、重度訪問介護が身体障害者に限定されているのは問題があります。)

○知的障害者・精神障害者の現在のサービス内容について

内容面においては、身体障害者のニーズへの対応を基本としたサービス内容に無理矢理「統合」したこことによって現場では、大きな矛盾があります。「促し」や「声かけ」「橋渡し(ファシリテート)」などでさえ、サービス内容として正しく位置づけられていませんし、安心して生活していくために必要な、いわゆる「見守り」については、身体障害者だけに限定されている重度訪問介護においてしか認められていません。また、非常に重要な「相談」「話し相手」については、算定時間に計算してはならないということがルールにされていたり、身体に触れないから「家事援助」だと決め付けている自治体も多いのが現状であり、それらのことがヘルパーの確保や事業の運営を困難にしている大きな原因ともなっています。(事業者確保の問題については後述)

〇時間数について

そして、何よりも、時間数の問題があります。知的障害者・精神障害者については、ADLを中心とした調査項目から出される第1次判定で障害程度区分が低く出る傾向があることは明らかであり、2次判定で変更する場合が多いのですが、それも、判定のマニュアルによって制限されていますし、審査員次第で高くも低くもなるという現状があります。(介護保険の判定に携わる人達が多くいることも大きな問題です)結果として、障害程度区分が低くなり、自治体が定める「3障害統一の基準」に縛られ、使える時間数が少なくなっています。

居宅において長時間の介護が必要であっても、知的障害者・精神障害者にとっては、例外規定はあるも

「障害者の地域生活確立の実現を求める全国大行動」実行委員会 別紙 <解説資料>のの、集中的な短時間のサービスが基本である「身体介護」「家事援助等」しか使えません。(行動援護については、外出を中心としたサービスであり、このサービスも、制度設計そのものの問題もあって全国的にはほとんど普及していない現状にあります。)

これらの「身体介護」「家事援助等」では「2時間空け」ルール(同一サービスは2時間空けてからでないと支給されない)にも縛られ、つぎはぎのサービスとなる場合も多いのです。

○調査・研究について

知的障害者・精神障害者が必要とするサービスのあり方(内容や時間数など)については、「医学モデル」から「社会モデル」へ、そして「入所・入院から地域へ」という視点に立った検討が必要です。(そもそも、現在の介護の時間数設定が入所施設でのケアを中心としたデータに基づいたことによって、身体障害者でさえ、地域での生活に必要な時間数と大きなずれが出ていることを真剣に反省すべきです。)実際に地域で暮らしている知的障害者・精神障害者(及び、具体的に支援している人達)の協力を得て調査・研究していくべきです。

(3)移動支援を個別給付化する

(対応策)

○移動の権利は障害者の社会参加にとって必要不可欠なものです。

〇前政権においては重度の視覚障害者についてのみ個別給付化するという案が出されていましたが、重度の視覚障害者にのみ限定するべきではなく、知的障害者、精神障害者も含めた全ての障害者の移動支援を個別給付とすべきです。

〇法律の改定までの間については、特例交付金の活用などで、利用実績の 1 / 2 を保障する仕組みを早 急に講じることが必要です。

○移動支援が地域生活支援事業となったことによって、市町村では、国からの補助金が不足し、利用者 の二一ズに対応することが困難となり、また格差も大きくなっています。このような財源問題を背景に、 多くの市町村で、利用者の二一ズを抑えこもうとする施策が行われてきています。

1つには、利用者負担を課すことでもって利用を押さえ込むやり方が行われています。ある水準までは 無料でそれ以上は1割の自己負担を課すところなど。

また、多くの自治体で、以前からあった「経済活動に係るもの」「通年長期にわたるもの」「社会通念上不適切なもの」を移動支援の対象から排除することが行われてきていますが、更にこの間、市町村ごとでのQ&Aなどを通じて様々な制限を課してきています。

「市外の利用禁止」「有償の施設への参加禁止」「ギャンブルや飲酒の禁止」「8時間以上禁止」「自宅から自宅へ」などなど、その市町村の担当者の意識次第で禁止事項がいくらでも拡大しています。 これが、「地域の特性を活かした柔軟な運用」の実態なのです。

〇但し、「無資格者による介護提供の仕組み」や「施設入所障害者の外出保障」「(自立支援給付よりも)

「障害者の地域生活確立の実現を求める全国大行動」実行委員会 別紙 <解説資料> 広範囲な対象者に関する移動支援」「使いやすい複数派遣の仕組み」など、現行の自立支援給付では認められていない利用者にとって有効なサービスもあります。これらは是非存続させるべきであると考えます。

(4) 国庫負担基準を廃止し利用実績の2分の1を国が支弁する仕組みにする現行の仕組みでは3つの問題がある。

1 つめは、国庫負担基準が低く、多くの市町村で国庫負担基準が支給決定の上限となっている。重度長時間介助が必要な人に、必要な介助量を支給決定出来ていない。これを改善するためには、国庫負担基準を廃止し、利用実績の2分の1を国が支弁する仕組みにすることが必要。

↓ (対応策)

・まず国庫負担基準を増額とする。

(文書は、告示の内容を少し変えるだけで可能)

(予算は、国庫負担基準オーバーの市町村は1割以下のうえ、基金事業などでオーバー分を補助する制度がすでにあるので、総合的には全国で実質1~2億円程度の予算増で済む)

2つめは、市町村の4分の1の負担割合の問題である。この仕組みでは、長時間の支給決定を出すと 市町村の負担が増える。そのため、国庫負担基準が廃止されても、負担増加を恐れて長時間の支給決定 を出さない市町村がある。現在でもそういった自治体は多く、改善が必要である。市町村が長時間の支 給決定を出しやすくするためには、一定時間数(例1日8h)以上の支給決定については、市町村負担 25%の割合を軽減化(5%や0%に)することが必要である。

(たとえば、基金の使い道を再検討し、不要なものを廃止し、それによって余った予算で、市町村の負担分(25%中の20ポイント分)を補助するなど。その際、地方交付税の算定根拠から障害へルパーを外す必要がある。)

3つめは、長時間介助の支給決定を出している市町村に障害者が集中してし、財政難でサービス水準が下がる問題がある。出身自治体が市町村負担分の何割か(例50%)を負担する制度にすることも必要である(ただし支給決定は現住自治体だけで行い、出身自治体は支給量に口は出せないようにする)。

(5) 重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業

(対応策)

障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業「重度訪問介護等の利用促進に係わる市町村事業」による財政支援

の告示で、(特別区を含み、指定都市及び中核都市を除く)といった() 書きを(特別区及び、指定都市、中核都市を含む)と書き換える。

3. 地域移行

1

(対応策)

施設からの地域移行の制度、仕組みづくり

【現状と課題】

地域移行は自立支援法において重点課題とされながら一向に進んでいません。この間の経緯を見ても、 地域生活移行者数よりも新規入所者数の方が多く、施設入所者全体の数もなかなか減らない状況(2% 減少程度)が続いています。

地域移行についてのイメージがまだまだあいまいであり、「施設から地域に場を移すだけの支援」と 見られがちで、「施設での受け身の生活の状態から、自分の生活、暮らし方を一から作りあげていくた めの支援」、すなわち「一人ひとりの地域生活づくりの支援」と捉えなければなりません。

現在でも20年、30年にも及ぶ施設入所が多く、それは決して本人の障害によって長期の入所が必要であったのではなく、施設入所後は行政からも地域からもアプローチもなくずっと放置されてきた結果に他なりません。そんな状況の中、地域移行と言われても、入所者は地域生活のイメージすら持てず、不安に思うのは至極当然のことであると言えます。そのような現状、本人状況をしっかりと捉え、本人が安心して無理のない形で地域生活に移行していけるよう、移行期・移行後の支援内容、サポート体制を明らかにし、地域移行に取り組んでいく必要があります。

しかし、地域移行は「施設が取り組むこと」と想定されてきたために、施設入所中と退所後に施設が相談援助を行い、本人に対する情報提供や諸機関との連絡調整を行う程度の補助(施設の地域移行加算や旧法施設での退所時特別支援加算)、あるいは特例交付金の地域移行支援事業(1人5万円のみ)、旧法施設の自活訓練加算などに見られるように、非常に内容の乏しいものしかないのが実情です。

そのような中、地域移行は入所者本人や施設の努力のみに委ねられることとなり、本人のADL訓練によって地域移行を図ろうとしたり、「重度障害者には地域生活は無理」と決めつけるケースも多いと言えます。また、地域移行において、施設と地域の連携が不可欠となりますが、施設側が地域生活の様子、情報を把握できていないこともあって、ADL訓練を重視する医療モデルの発想が強いため、地域事業者とのやりとりや連携がうまくできず、行き違いを生じて当事者を惑わせてしまうことも多々見受けられることです。

今後、地域移行を進めていくためには、どんなに障害が重くとも支援体制があれば地域生活は可能であり地域生活はすべての障害者の権利であることを明らかにし、地域移行を進め、受け入れる地域事業者を幅広く育成し増やしていくことがもっとも重要であると言えます。

【今後の方策】

1. 地域移行コーディネート機能、ピアサポート等の支援に対する給付

地域移行においては幅広い総合的な支援が必要となります。地域生活の見学などを通じて入所者本人の不安を解消しながら地域移行への意欲を持ってもらう支援、本人の生活経験の度合い等を見ながら地域生活体験のプログラムを立てていくこと、地域生活体験や地域受け入れに取り組む地域事業者の研修・育成、地域事業者や役所、家族との連絡調整、移行後の生活支援の再調整など多岐に渡ることから、それらに取り組む専属の「地域移行コーディネーター」、本人の地域移行支援に取り組むピアカウンセラーなどのピアサポートスタッフ等を確保できるよう法定事業化(給付事業化)が必要です。

「障害者の地域生活確立の実現を求める全国大行動」実行委員会 別紙 <解説資料>施設からの地域移行においても、精神障害者退院促進事業 (精神障害者地域移行支援特別対策事業)の活用が可能とされていますが、同一事業枠では実際には活用できないため、来年度早々には別立ての事業予算枠が必要です。

2. 移行期の地域生活体験を支える制度

地域移行においては、本人ができるだけ不安を解消していけるよう、地域生活の楽しみを味わったり、 自信の獲得も含めて体験していくことや、受け入れ事業者側も本人が必要とする支援の内容等をしっ かりと見極めていくことが必要となります。そのために体験外出、体験宿泊等の地域生活の体験取り 組みが重要です。その際、地域生活の体験のプログラムに基づき、しっかりとサポートしていける体 制が必要となります。

自立体験室等の地域生活体験のスペースの確保、ホームヘルプやガイドヘルプの利用(現状ではヘルパー制度は施設の外泊時加算との二重給付を理由に利用不可)を進めていくことが必須であり、それらに対応した施策を整備していかなければなりません。

3. 地域基盤の底上げ

地域移行を進めていくためには、重度障害者にも対応できる地域生活支援事業所の確保と連携、地域 での多様な住まいの確保などが必要となります。

地域自立支援協議会の位置づけはまだまだあいまいで機能しきれていなかったり、地域格差があったりしますが、今後、幅広く地域移行を進めていくには、地域移行を受け入れる事業者の裾野を広げていくことや、1事業者が抱えるのではなく地域事業者が連携して地域生活を支えていく仕組みを作り出して「地域の支援力」をボトムアップしていくことが必要です。

地域自立支援協議会などの機能を強化するなど、当事者団体や事業者などが連携して地域移行支援や地域生活支援に取り組んでいけるようにしていかなければなりません。

4. 介護保険との問題

(2)介護保険の優先を強いらないこと

(対応案)

1

厚労省の通達に反し、全国の市町村では未だに 65 歳以上の障害者に対し、「心身の状況やサービスを必要とする理由」に関わらず介護保険の優先利用を強いる状況が続いているし、一部の市町村においては、介護保険の導入にあたって、介護保険事業の関係者が中心になってサービス設定を行い、実際的なサービス水準の切り下げを行っている実態がある。

その大きな原因として、介護保険対象者は、国庫負担基準が著しく低く設定されていることから、市町 村の持ち出しが増える構造的な問題がある。

<表1:国庫負担基準表(介護保険対象者基準額との差)参照>

そのため、このような介護保険対象者の国庫負担を別に定めることを廃止することが必要。 これは政省令と予算措置で対応可能。

表1:国庫負担基準表(介護保険対象者基準額との差)(1単位:10円)

重度訪問介護対象者		介護保険対象者	差
区分 3※	18, 020 単位		▲5,710 単位
区分 4	22, 540 単位	10 010 ##	▲10, 230 単位
区分 5	28, 270 単位	12, 310 単位	▲15,960単位
区分6	40, 030 単位		▲27,720 単位

※区分3は経過規定

行動援護対象者		介護保険対象者差	
区分 3	11, 250 単位		▲4,500 単位
区分 4	15, 190 単位	6 750 W.H.	▲8,440 単位
区分 5	20, 180 単位	6, 750 単位	▲13, 430 単位
区分 6	26, 210 単位		▲19,460 単位

重度障害者等包括支援対象者		介護保険対象者差
区分 6	80,000 単位	31,760 単位 ▲48,240 単位

重度障害者等包括支援対象者		
で、居宅介護、行動援護又は、		介護保険対象者差
重度訪問介護を利用する者		
区分 6	58, 040 単位	29, 350 単位 ▲28, 690 単位



この「介護保険対象者用の著しく低い国庫負担基準」をなくすべき!

5. 利用者負担

Ţ

(対応策)

現行制度上で、更なる合算上限を設ける。

現行制度での区分で言えば、福祉サービス (居宅・通所)、補装具、自立支援医療を合算上限とする。 これは、政令で示せる。 柏女霊峰「障害児支援の見直しとこれからの検討課題」『月刊福祉』**2009** 年 **9** 月号 全国 社会福祉協議会

障害児支援の見直しとこれからの検討課題

淑徳大学総合福祉学部教授/日本子ども家庭総合研究所 子ども家庭政策研究担当部長 柏女霊峰

はじめに一障害児支援の見直しについて

平成 21 年 3 月、障害者自立支援法等の一部を改正する法律案が国会に提出され、障害児支援の見直しが実現しようとしている。本改正案は、障害者自立支援法附則第 3 条の見直し規定を受けたもので、「障害児支援の見直しに関する検討会」が 2008 年 7 月に提出した報告書や社会保障審議会障害者部会報告をもとに法案化作業が進められた。障害児福祉部分の施行は、多くが 2012 年 4 月からとなっている。

本稿では、障害児支援の見直しについて、平成 21 年障害者自立支援法・児童福祉法改正案に基づきながら、その概要について解説し、あわせて、今後の検討課題について提示することとしたい。なお、制度は法定事項だけで成り立っているわけではなく、また、法案は衆議院解散により廃案となったので、現時点での考察には限界があることをあらかじめお断りしておきたい。

1. 障害児施設の見直し

まず、各種障害児関係施設が、入所による支援を行う施設について「障害児入所施設」に、通所による支援を行う施設について「児童発達支援センター」にそれぞれ一元化される。これは、地域に身近なところで支援を行うことをめざすものである。発達障害や重複障害の増加など従来の枠組みでは対応できにくくなっていることも影響している。

また、障害児入所施設を「福祉型障害児入所施設」及び「医療型障害児入所施設」とし、 児童発達支援センターを「福祉型児童発達支援センター」及び「医療型児童発達支援セン ター」とする改正も行われる。これは、福祉型と医療型とでは、設備や職員等の基準が異なり、また、財源も異なっていることによっている。

2. 障害児の通所による支援の見直し

続いて、障害児の通所による支援の見直しが行われる。「障害児通所支援」として、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の制度が創設される。「児童発達支援」については、現在の知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、児童デイサービス通所の多くや重症心身障害児通園事業通所がこの支援に該当すると考えられる。むろん、統合されるとはいっても、それぞれの通所サービスのサービス内容や単価などは異なることが想定される。また、「医療型児童発達支援」については、現在の肢体不自由児通園施設や重症心身障害児通園事業への通所がこれに該当すると考えられる。

「放課後等デイサービス」は新設されたサービスで、就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与するサービスである。障害児の豊かな放課後生活保障を進めるために必要とされたサービスであり、現在の経過的児童デイサービスや学齢児童対象の日中一時支援事業などを充実させたものとなることが期待される。第四の「保育所等訪問支援」も新たに法定化されたサービスで、保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障害児につき、通園施設職員等の専門家が当該施設を訪問し、

当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の

便宜を供与する個人給付型のサービスである。

3. 障害児通所支援給付費等の給付

続いて、障害児の通園施設通所サービスの実施主体は市町村となる。これは、できる限り住民に身近な自治体がサービスを総合的に整備していくことがよいとの判断に基づいている。市町村は、通所給付決定を受けた障害児の保護者が指定障害児通所支援事業者等から指定通所支援を受けたときは、障害児通所給付費を支給する。その額は、いわゆる定率負担から、減免の実情を踏まえた応能負担に変更される。障害児通所給付費の支給を受けようとする保護者は市町村の通所給付決定を受けなければならないものとし、所要の手続等も定められる。なお、このシステムは保護者の障害受容が前提となるシステムであり、いわゆる「気になる」段階からの支援については、他のサービスも組み合わせることが必要である。

4. 障害児の入所による支援の見直し

続いて、現在の施設種別ごとの入所による支援については、障害児入所支援に再編される。また、その実施主体は都道府県のままである。施設種別の統合は特別支援学校と同様、利用者の利便性に資することがその目的とされている。実施主体が都道府県のままとされたのは、児童養護施設等の社会的養護の実施主体とあわせたことによる。

さらに、支給期間の延長はこれまでどおり 20 歳までとされ、かつ、20 歳を超えて、障害児入所施設から引き続き障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを利用する場合の配慮や経過措置についても規定がなされる。

5. 障害児相談支援事業の創設、ケアマネジメントの強化

障害児福祉サービスの利用に当たっては、いわゆるケアマネジメントの前置が制度化される。すなわち、障害児に係るサービスの利用計画作成のための相談支援が、「障害児相談支援事業」として制度化される。障害児相談支援は、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助に分けられる。

「障害児支援利用援助」とは、障害児通所支援給付費等の申請に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、当該給付決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成等を行うことをいう。また、「継続障害児支援利用援助」とは、策定された計画の検証を一定の期間ごとに行って、利用計画の見直しを行うことをいう。つまり、両サービスによって、ケアマネジメントが実施されることとなる。 市町村が障害児相談支援給付費を支給する場合には、障害児の保護者が、指定障害児相談支援事業者からこの利用援助を受けていることが必要とされる。

6. 障害児の定義

最後に、障害児の定義について、発達障害児が精神障害児の一類型としてより明確化される。これにより、今後、発達障害児のサービス利用、特に「児童発達支援」サービスの利用などに大きく貢献することが期待される。サービス利用が個人給付方式のため、今後は、発達障害について誰(どこ)がどのような基準で判定するかが検討課題となる。

7. 障害児支援に関する法定化後の検討課題

(1)障害児通所支援について

障害児通所支援については、保育所等訪問支援に関する給付が保護者の申請による個人 給付と整理されることで、いわゆる「気になる段階」からの支援については課題を残すこ ととなる。地域子育で支援拠点に対する療育専門家の派遣なども限定されそうで、今後、たとえば、障害児等療育支援事業などの各種相談事業とセットでサービスの幅を広げていくことを検討しなければならない。なお、この趣旨から言えば、個人給付型の支援が法定化されたことを受けて一般財源の相談・支援事業を廃止・縮小する、といったことがあってはならない。

(2)障害児通所支援給付費等の給付、障害児の入所による支援の見直し

通所サービスと入所サービスのサービス決定権限行政庁が市町村と都道府県に分離されることは統合的なサービス整備に課題を残すこととなり、今後、社会的養護とあわせ、サービス決定権限行政庁の一元化の検討が必要とされる。なお、通所給付が市町村に移譲されることにより、特に通園施設が提供するサービスが通園施設設置市在住の子どもに限定されないような配慮が必要とされ、児童相談所等の調整機能の強化が必要とされる。さらに、幼児教育の無償化が実現する場合には、障害児通所支援給付費を受給する保護者の自己負担分に関しても同様の配慮が必要とされる。

(3)相談支援

相談支援に関しては、障害児相談の体系といわゆる児童相談の体系とを整合化させていくことが最大の課題となる。たとえば、市町村(要保護児童対策地域協議会)、児童相談所といった公的相談援助機関・行政機関と障害者相談支援事業等の相談事業との関係整理もその一つである。

特に、障害者相談支援事業(市町村、一般財源)や障害児等療育支援事業(都道府県、一般財源)と、障害児相談支援事業(市町村、個人給付)、保育所等訪問支援(市町村、個人給付)等の個人給付型のおそらく有料の障害児関係相談援助サービスとの関係の整理が必要とされる。同時に、これらのサービスと児童相談所等の子ども家庭福祉機関における個人を対象とした無料の相談援助サービスとの関係整理も必要とされる。

また、要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議、実務者会議などと地域 自立支援協議会の役割の整理、障害児福祉サービス利用におけるケアマネジメント前置と その他の子ども家庭福祉サービスとの整理なども今後の課題である。この際、子ども一般 施策においても、ケア(ケース)マネジメントの導入を検討すべきかもしれない。なお、 いわゆる障害児分野の相談支援専門員(名称も検討が必要)と事業者の養成も、大きな課 題としてクローズアップしてくるであろう。

(4)子ども一般施策と障害児支援施策との整合性の確保

子ども一般施策における障害児支援と療育等の専門的支援との整合性の確保、たとえば、保育所における障害児支援と児童発達支援センターにおける障害児支援との関係や一時預かり事業の障害児への適用なども課題として指摘しておかねばならない。

また、いわゆる社会的養護サービスを障害児についても活用すること、たとえば、平成20年改正児童福祉法の一つひとつの事業を障害児童福祉に適用することなども検討されなければならない。専門里親に対する障害児委託の推進、児童家庭支援センターの障害児関係施設への附置、一定の基準を満たすおもちや図書館を地域子育て支援拠点事業として補助の道を開くこと、障害児入所施設の小規模化や小規模住居型児童養育事業の活用、障害児入所施設における自立支援計画策定の導入など、検討すべき課題は多い。このほか、教育・労働分野との切れ目のない支援も大きな課題である。

8. 障害児童福祉は障害福祉か子ども家庭福祉かー

以上の課題は、「障害児童福祉は障害福祉なのか子ども家庭福祉なのか」という命題と深く関わるものである。障害児支援の見直しに関する検討会報告書は、「以上のような障害児への支援については、障害児についてなるべく一般施策との連携により対応していくという考え方からは、各施設や事業の根拠を「児童福祉法」に位置付けることを基本とすべきと考えられる。」と整理している。

これからの障害児童福祉は、子ども家庭福祉の基本理念である「子どもの最善の利益の確保」や「子どもの権利保障」と「子育て家庭支援」、「公的責任」に加え、障害福祉の基本理念である「自立と共生」や、切れ目があるがゆえに強調される「切れ目のない支援」をいかに組み込んでいくかが大きな課題となる。

平成22年度から次世代育成支援後期行動計画が開始されることとなり、全国の市町村、都道府県においては、一斉に計画策定作業が始まっている。障害を有する子どもやその保護者・家族に対する支援サービスの計画的整備が、この計画にもしっかりと位置づけられていかなければならない。同時に、障害児施設の専門職と保育・子育て支援関係専門職の合同研修の機会なども望まれる。

「子どもに適用されるサービスは障害児にも適用」し、「障害に着目したサービスは障害児にも適用」していくことが必要とされている。「障害児」は「子ども」であり、児童福祉法第一条にもあるとおり、まず、子どもとして「愛護」されなければならないのである。

文献

- 1)柏女霊峰[2009]『子ども家庭福祉論』誠信書房
- 2)柏女霊峰[2008]『子ども家庭福祉サービス供給体制―切れ目のない支援をめざして』中 央法規
- 3)柏女霊峰[2009]「還暦・児童福祉法は泣いている?」『月刊福祉』第 92 巻第 6 号 全国 社会福祉協議会
- 4)柏女霊峰[2009]「障害児支援の見直しに関する検討会の結果と障害児福祉の展望」『第6 回全国知的障害児発達支援施設運営研究協議会札幌大会報告書』
- 5)厚生労働省・全国社会福祉協議会[2008]『障害者自立支援法のサービスの利用について』
- 6)柏女霊峰[2009]「平成 21 年障害者自立支援法・児童福祉法改正案と障害児童福祉」「そだちと臨床」編集委員会編『そだちと臨床』第7号 明石書店